

本検討委員会における「価値あるデータ」と現行知財制度の状況

秘密として管理された情報

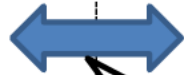
＜自社のみ、又は守秘義務等の契約等で
権限のある者のみが使用＞

価値あるデータ※

営業秘密(不正競争防止法)

- ・営業秘密の侵害を禁止行為の類型として規定。
- ・差止請求権、損害賠償請求権
(※損害額の推定規定あり)、刑事罰などを規定。

ビジネス上の選択



価値あるデータの利活用が
広く進むような法的な枠組
みはない。

ビジネス上の選択



特段の措置なし※。

※共有情報として自由に利活用
すべきものであるため。特段の
措置は不要と考えられる。

- ・現行制度上、民法に基づく契約で対応する選択肢もある。
- ・ただし、第三者効のない契約では、契約の遵守が期待できる特定の提携先を超えて、多数の主体と取引することにはリスクがあると考えられる。

秘密として管理されていない情報

＜無制限、無条件での利活用＞

＜参考＞

＜自社のみ、又は守秘義務等の契約等で
権限のある者のみが使用＞

発明等の技術情報

営業秘密(不正競争防止法)

同上

ビジネス上の選択



＜ライセンス等の特定条件を課し
た上での使用＞

特許制度(特許法)

- ・特許を受ける権利を有する者に
独占的な権利を与える。
- ・一方、その発明の内容は一定
期間経過後に公開される。

ビジネス上の選択



特段の措置なし※。

※共有情報として自由に利活用
すべきものであるため。特段の
措置は不要と考えられる。